

鳥栖市開発行為に伴う接続道路整備補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市街化区域内における低未利用地の開発を促進し、定住人口の増加に資するため、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）に基づく開発行為において、開発区域に接続する道路（以下「接続道路」という。）の整備に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その交付については、鳥栖市補助金等交付規則（平成15年規則第5号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法の例による。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、開発行為において、接続道路の整備を行う者とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市街化区域において、法第29条の規定による開発行為に伴うもの
- (2) 戸建て住宅又は集合住宅の用に供する開発行為で、賃貸を目的としないもの
- (3) 開発区域に未接続の道路又は幅員が4メートル未満の接続道路を幅員が4メートル以上の接続道路となるように整備するもの
- (4) 整備された接続道路の用地及び附属物が市に帰属されるもの

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、市との事前協議を経て決定された仕様に基づく接続道路の舗装整備及び側溝整備並びに分筆測量に要する費用（新設される道路部分に限る。）とする。ただし、開発区域と一体を成し、又は開発区域に直に接している道路部分及び開発申請者自らが所有する土地（取得後3年以内の開発許可の申請に係るものを除く。）を接続道路として整備する費用については、補助対象経費としない。

(補助金額の算定)

第6条 補助金の額は、次に掲げる補助基本額及び補助割合により算定するものとする。

(1) 補助基本額

区分	補助基本額
舗装整備費	1平方メートルにつき5,500円
側溝整備費	1メートルにつき25,000円
分筆測量費	1筆につき61,380円

(2) 補助割合

区分		補助割合
幅員が6 m未満の道路として整備する場合	4 m以下の道路整備部分	2分の1
	4 mを超える道路整備部分	10分の10
幅員が6 m以上の道路として整備する場合	全ての道路整備部分	

2 補助金の額は、舗装整備及び側溝整備について実際に要した補助対象経費の額又は前項各号により算定した額のいずれか低い額に前項第1号に定める分筆測量費を加えた額とする。

3 前項に規定する補助金の額は、開発行為1件につき3,000,000円を限度とする。

4 第1項に規定する補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「補助事業者」という。)は、鳥栖市開発行為に伴う接続道路整備補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助金の交付の条件)

第8条 規則第4条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。

(2) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了年度の翌年度から起算して5年間保管すること。

(補助事業の着手)

第9条 補助事業者は、補助金の交付決定後に補助事業に着手するものとする。ただし、やむを得ない事情により補助金の交付決定前に補助事業に着手する必要があるときは、鳥栖市開発行為に伴う接続道路整備補助金交付決定前着手届(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

(補助事業の変更等)

第10条 補助事業者は、補助事業の内容を変更し、又は取り下げるときは、鳥栖市開発行為に伴う接続道路整備補助金変更(取下)申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了し、法第36条第2項の規定による検査済証の交付を受けたときは、鳥栖市開発行為に伴う接続道路整備補助金実績報告書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の請求)

第12条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、請求書を市長に提出し

なければならない。

(交付決定の取消し等)

第13条 市長は、規則第14条第1項各号に掲げる場合のほか、補助事業者が第7条の規定による市長の承認を受けた場合は、額の確定の有無にかかわらず、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

鳥栖市長

様

申請者 住所
氏名
電話番号

鳥栖市開発行為に伴う接続道路整備補助金交付申請書

鳥栖市開発行為に伴う接続道路整備補助金交付要綱第 7 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

接続道路の位置	鳥栖市 鳥栖市	地先から 地先まで	
接続道路の整備範囲	道路延長 m	舗装面積 m ² 側溝延長 m	
補助対象経費	区 分	実際に要した経費 の額	補助基本額及び補助 割合により算定した額
	舗装整備費…①	円	円
	側溝整備費…②	円	円
	③ (①+②)	円	円
	分筆測量費…④	筆×61,380円＝	円
交付申請金額 (③のうち低い額+④)		円	
工事着手予定年月日	年 月 日		
工事完了予定年月日	年 月 日		

添付書類

- 1 開発行為の許可指令書の写し
- 2 整備予定地が確認できる書類（付近見取図、公図、土地登記簿謄本、現況写真）
- 3 設計図書（計画平面図、断面図、求積図・求積表）
- 4 補助対象経費の内訳が確認できる書類（見積書、工事費内訳書など）
- 5 その他市長が必要と認める書類

鳥栖市長 様

申請者 住所
氏名
電話番号

鳥栖市開発行為に伴う接続道路整備補助金交付決定前着手届

鳥栖市開発行為に伴う接続道路整備補助金交付要綱第 9 条の規定により、下記のとおり補助金の交付決定前に着手したいので届け出ます。

なお、本件について交付決定がなされなかった場合においても異議は申し立てません。

記

交付決定前に着手 を必要とする理由				
申請 の 概 要	接続道路の位置	鳥栖市 鳥栖市	地先から 地先まで	
	接続道路の整備範囲	道路延長	舗装面積 m ²	
			側溝延長 m	
	交付申請金額			円
	工事着手予定年月日	年 月 日		
工事完了予定年月日	年 月 日			

鳥栖市長 様

申請者 住所
氏名
電話番号

鳥栖市開発行為に伴う接続道路整備補助金変更（取下）申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知があった鳥栖市
開発行為に伴う接続道路整備補助金について、下記のとおり変更（取下）したいので、鳥
栖市開発行為に伴う接続道路整備補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添え
て申請します。

記

変更（取下）の理由					
変更 の 概 要	接続道路の位置	鳥栖市 鳥栖市	地先から 地先まで		
	接続道路の整備範囲	道路延長	m	舗装面積 側溝延長	m ² m
	補助対象経費	区 分	実際に要した経費 の額		補助基本額及び補助 割合により算定した額
		舗装整備費…①	円		円
		側溝整備費…②	円		円
		③ (①+②)	円		円
	分筆測量費…④	筆×61,380円＝		円	
交付申請金額 (③のうち低い額+④)				円	
工事完了予定年月日	年 月 日				

添付書類 変更が確認できる書類

年 月 日

鳥栖市長

様

申請者 住所

氏名

電話番号

鳥栖市開発行為に伴う接続道路整備補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知があった鳥栖市開発行為に伴う接続道路整備補助金について、下記のとおり事業を実施したので、鳥栖市開発行為に伴う接続道路整備補助金交付要綱第 1 1 条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

接続道路の位置	鳥栖市 鳥栖市	地先から 地先まで	
接続道路の整備範囲	道路延長 m	舗装面積 m ² 側溝延長 m	
補助対象経費	区 分	実際に要した経費の額	補助基本額及び補助割合により算定した額
	舗装整備費…①	円	円
	側溝整備費…②	円	円
	③ (①+②)	円	円
	分筆測量費…④	筆×61,380円＝	円
交付決定金額 (③のうち低い額+④)			円
工事完了年月日	年 月 日		

添付書類

- 1 開発行為に関する工事の検査済証の写し
- 2 補助対象経費の支出が確認できる書類 (領収書の写しなど)
- 3 市に用地を帰属したことが確認できる書類 (登記事項証明書など)
- 4 完成写真
- 5 その他市長が必要と認める書類